

2021 年 2 月 15 日

北海道知事 鈴木 直道 様

生活クラブ生活協同組合 理事長 山崎 栄子
北海道平和運動フォーラム
代表 江本 秀春・清末 愛砂・佐藤 環樹
核廃棄物施設誘致に反対する道北連絡協議会
代表 久世 薫嗣
NPO 法人北海道ワーカーズ・コレクティブ連絡協議会
代表理事 大熊 薫
市民ネットワーク北海道
共同代表 石川 佐和子・佐藤 典子・鶴谷 聡美

北海道条例を遵守し「文献調査」撤回の表明等を求める緊急申し入れ

私たちは、北海道を核のゴミ（高レベル放射性廃棄物）の最終処分場にしないため、多くの市民とともに活動をすすめています。8 月寿都町で「文献調査」応募問題が急浮上して以来、「北海道を核のゴミ捨て場にしないことを強く求める署名」活動に取り組み、3 か月間で寄せられた約 49 万筆もの署名を鈴木知事に提出したところです。しかし、地域や道民が反対や不安の声を上げる中、11 月、寿都町と神恵内村において「文献調査」が開始されてしまいました。

知事は、この間、核のゴミの持ち込みは「受け入れがたい」とする北海道条例の遵守、また、選定の第 2 段階となる「概要調査には反対」を明言されています。にも拘らず、一方で「最終処分場の対象絞り込みは、国主導で対応すべき」との発言は、北海道を核のゴミ捨て場にしないとの考え方には相反しており、決して納得できるものではありません。国主導となれば、知事と地元首長の同意無しで、また道民の声を無視し処分場選定が進むことが強く危惧されます。知事は、北海道条例を遵守すると繰り返し述べられており、真に遵守するのであれば、「文献調査」をはじめとする一切の最終処分地選定に向けた調査及び核のゴミ持ち込みを明確に拒否すべきです。

昨年 11 月 18 日付の知事の申し入れ書に対し、梶山経済産業大臣は「都道府県知事又は当該市町村長が概要調査地区の選定に反対ということであれば、当該市町村は最終処分法上の処分地選定プロセスから外れる」と文書で回答しています。しかし、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（以下、最終処分法）にも省令（施行規則）にも「処分地選定プロセス」の定義も「外れる」の定義もありません。また、知事及び市町村長の意見通知の手続規定がなく、「外れる」結果がどうなるかの法的効果の規定もありません。一方、経産省や NUMO は WEB 上で、知事及び市町村長の意見を聴く時期について不統一で異なった内容の「いかようにも解釈できる」あいまいな宣伝活動を行っています。「選定プロセスから外れる」が、進化した文献調査を含めて「撤回」され、白紙に戻ることを意味するのなら、それは当然、法律や省令によって明確にされる必要があります。大臣の知事への回答のように、法的位置づけも意味も曖昧な、一片の通知で行われるべきものではありません。

10 万年の安全が要求される核のゴミ処分場の選定を、交付金と引き換えに一自治体に受入れの判断をさせるという、およそ非科学的で民主主義に反した国のやり方は根本的に間違っています。よって知事に対し、道民の命と暮らし、食の安心・安全を守り、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、下記について、緊急の要請を致します。

記

1. 北海道条例を遵守し、北海道を核のゴミ捨て場にしないため、「最終処分場の対象絞り込みは、国主導で対応すべき」との発言を撤回すること。
2. 道内への核のゴミの受入れを明確に拒否する強い意志を示し、寿都町・神恵内村に対し「文献調査」撤回を求めること。
3. 経産大臣に対し、「処分地選定プロセスから外れる」について、法的位置づけの曖昧な「通知文書」による行政手法を改め、自治体の意見通知の段階、反対による「撤回」の・効果など、一連の手続きを保障するための法律改正や省令（施行規則）の整備をもって・定めることを求めること。